

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

届出者 住 所  
氏 名  
電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称並びに代表者の氏名〕

景観法第16条第2項の規定により、届出事項の変更について、次のとおり届け出ます。

当初の届出年月日	年 月 日	
行為の場所	和歌山市	
景観計画区域区分	<input type="checkbox"/> 重点地区（ ） <input type="checkbox"/> その他	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物（ ） <input type="checkbox"/> 工作物（ ） <input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積 <input type="checkbox"/> 特定照明	
変更する内容等	変更前	
	変更後	
	変更理由	
変更部分に係る行為の着手予定日	年 月 日	
変更部分に係る行為の完了予定日	年 月 日	

注意事項

- 1 届出書は、正副2通提出してください。
- 2 この届出書とともに変更に係る図書を添付してください。
- 3 の欄は、該当する行為の種類をチェックしてください。

(添付書類)

1 建築物の建築等又は工作物の建築等

- (1) 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表す図面（縮尺2, 500分の1以上）
- (2) 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- (3) 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺1000分の1以上）
- (4) 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図（縮尺500分の1以上）

2 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為

- (1) 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面（縮尺2, 5000分の1以上）
- (2) 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- (3) 設計図又は施行方法を明らかにする図面（縮尺1000分の1以上）  
⇒和歌山市景観条例施行規則第3条第2項規定

3 条例第8条各号に掲げる行為

- (1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面（縮尺2, 5000分の1以上）
- (2) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- (3) 設計図又は施行方法を明らかにする図面（縮尺1000分の1以上）  
⇒和歌山市景観条例施行規則第3条第5項規定

4 その他参考となるべき事項を記載した図書

⇒和歌山市景観条例施行規則第3条第2項規定

※上記に掲げる図書において、別記様式第1号に添付した図書と同一のもの及び市長が添付の必要がないと認めるときは省略できる。